

松本市犯罪被害者等支援条例の施行状況について

昨年度の審議会でご意見をいただいた標記条例を令和 6 年 6 月 27 日に施行しましたので以下のとおり報告します。

1 条例の目的（第 1 条）

犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 支援内容

(1) 総合相談窓口（第 6 条）

人権共生課に犯罪被害に関する総合相談窓口を設置します。

<業務内容>

- ア 犯罪被害に関する全般の相談受付
- イ 各種支援制度、庁内及び関係機関等の情報提供・調整
- ウ 警察からの情報受理

(2) 犯罪被害者等支援金（第 10 条）

ア 対象となる犯罪：殺人、強盗致死、傷害、危険運転致死傷などの故意犯

イ 対象となる方：当該犯罪行為が行われたときにおいて、市民であった方

(ア) 遺族支援金 30 万円 犯罪行為により亡くなられた方の 2 親等以内の遺族

(イ) 重傷病支援金 10 万円 犯罪行為により重症病を負った被害者本人

(3) 日常生活支援制度（第 7 条、第 10 条）

ア 対象となる犯罪：支援金制度と同じ

イ 対象となる方：利用申請時に市民である方

ウ 支援内容

※イメージ図	半 年			
	初回相談	計画策定	2 回目相談	3 回目相談
				4 回目相談

(ア) 日常生活支援サービスの利用に向けた相談及び計画策定業務委託

犯罪被害により家事や外出が困難になるとともに、自発的に支援を求めることが困難な犯罪被害者等に対し、高齢者や障がい者の相談支援実施者との契約のもと、相談支援サービスを提供します。（半年毎にモニタリング）

※ 松本市独自の伴走型支援制度

(イ) 医療カウンセリング費用の助成

長野県警察の助成（3 年間）終了後に医療カウンセリングが必要な犯罪被害者等に対し、カウンセリング費用を助成します。

【補助金】医療カウンセリング費用 1 回 5,000 円（上限 10 回）

(ウ) 裁判等費用の補助金 ※項目を指定せず柔軟に対応

刑事裁判や民事裁判に出席するための旅費、裁判所に支払う資料請求費用、裁判にあたり弁護士等に相談する費用の実費について、判決確定後に補助します。加害者側から支払いがあれば対象外となります。

【補助金】裁判等費用補助金 1件10万円（1回限り）

(4) 緊急避難に向けた住居支援（第8条）

犯罪被害により従前の住居に継続して居住することが困難となった被害者等に対し、市営住宅を活用した住居支援を行います。

4 施行状況

(1) 総合相談窓口

条例の施行以後、4件の相談が寄せられました。

- ・ 盗撮被害に関する相談
- ・ 過去の犯罪被害に関する相談
- ・ 日常的に嫌がらせを受けていることに関する相談（2件）

(2) リーフレット

条例の施行、サービス内容の周知を目的としたリーフレットを作成しました。

(3) 研修会

ア 松本市地区人権啓発推進連絡協議会

地域において人権啓発を行う協議会の総会開催後、犯罪被害者等支援に関する研修会を実施、56名が参加しました。

イ 松本市職員人権研修

松本市職員を対象とした研修会を実施、34名が参加しました。

(4) ホンデリングプロジェクト活動

本を寄贈していただき、その売却代金を、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てるプロジェクトを実施しました。

ア 開催期間 令和6年11月18日（月）～12月1日（日）

イ 売却代金 3,584円

本投入ポスト

